



浦添市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

浦添市長

松本哲治

浦添市規則第 33 号

浦添市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

浦添市建築基準法施行細則（平成11年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項の表を次のように改める。

区分	調査項目	調査方法	判定基準
建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
		固定の状況	目視等により確認する。
	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。
居室の換気	換気設備の作動	各階の主要な換	換気設備が作動

		の状況	気設備の作動を 確認する。	しないこと。
		換気の妨げとな る物品の放置の 状況	目視等により確 認する。	換気の妨げとな る物品が放置さ れていること。

第32条中「の表3の(1)の号」を「に規定する国土交通大臣が定める基準の木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）第3第2号の表(1)の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市建築基準法施行細則（平成11年規則第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																		
浦添市建築基準法施行細則	浦添市建築基準法施行細則																																		
平成11年 4 月30日	平成11年 4 月30日																																		
規則第28号	規則第28号																																		
注 平成28年 5 月から改正経過を注記した。	注 平成28年 5 月から改正経過を注記した。																																		
（特定建築物の定期報告）	（特定建築物の定期報告）																																		
第21条 〔略〕	第21条 〔略〕																																		
2 〔略〕	2 〔略〕																																		
3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査等（法第12条第1項に規定する調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に掲げるとおりとする。	3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査等（法第12条第1項に規定する調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に掲げるとおりとする。																																		
<table><tr><th></th><th>調査項目</th><th>調査方法</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="4">建築物の内部</td><td>換気設備の作動の状況</td><td>各階の主要な換気設備の作動を確認する。</td><td>換気設備が作動しないこと。</td></tr><tr><td>換気の妨げとなる物品の放置の状況</td><td>目視等により確認する。</td><td>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		調査項目	調査方法	判定基準	建築物の内部	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。							<table><tr><th>区分</th><th>調査項目</th><th>調査方法</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="4">建築物の内部</td><td>常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）</td><td>閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</td><td>目視等により物品が放置されていること等により常時防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	調査項目	調査方法	判定基準	建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により物品が放置されていること等により常時防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。									
	調査項目	調査方法	判定基準																																
建築物の内部	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。																																
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。																																
区分	調査項目	調査方法	判定基準																																
建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により物品が放置されていること等により常時防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。																																

	状況	診により確認 する。	でないこと。
	扉、枠及び金 物の劣化及び 損傷の状況	目視等により 確認する。	変形、損傷又 は著しい腐食 により遮炎性 能又は遮煙性 能に支障があ ること。
	固定の状況	目視等により 確認する。	常閉防火扉が 開放状態に固 定されている こと。
人の通行の用 に供する部分 に設ける常閉 防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間 をストップウ ォッチ等によ り測定し、扉 の質量により 運動エネルギー を確認する とともに、必 要に応じてプ ッシュプルゲ ージ等により 閉鎖力を測定	防火区画に用 いる防火設備 等の構造方法 を定める件 (昭和48年建 設省告示第25 63号) 第1第 1号の規定に 適合しないこ と。

4～6 [略]

(強い風を考慮して指定する区域と数値)

第32条 政令第46条第4項の表3の(1)の号

指定区域と見付面積に
乗じる数値を次のとおり定める。

[略]

		する。	
居室の換気	換気設備の作 動の状況	各階の主要な 換気設備の作 動を確認す る。	換気設備が作 動しないこ と。
	換気の妨げと なる物品の放 置の状況	目視等により 確認する。	換気の妨げと なる物品が放 置されている こと。

4～6 [略]

(強い風を考慮して指定する区域と数値)

第32条 政令第46条第4項に規定する国土交通大臣が定める基準の木
造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年
建設省告示第1100号）第3第2号の表(1)の指定区域と見付面積に乗
じる数値を次のとおり定める。

[略]